

平成 17 年 9 月 5 日

会員各位

東日本建築教育研究会  
法規小委員会

東日本建築教育研究会  
法規小委員会

**(試作内容)「建築法規 ワークノート」**

標記の件については、すでに本研究会HPで周知済の「([試作表紙](#)) 建築法規 ワークノート」および「サンプル版(1ページのみ)」に続きまして、幸い、徐々に会員各校よりご意見が寄せられており([試作内容](#))の[経過報告を兼ねて](#)次ページ以降に掲載しました。

現況は、「[概略素案](#)」の状態です。さらに会員各校のご意見をいただきながら完成成果に結実していきたいと考えております。ぜひ、ご一見の上、ご意見などお寄せいただきますようお願い申し上げます。

以上

# 建築法規ノート No. 2

## 第1章 建築法規のあらまし

### 1. 建築法規の起源

#### 外国の例

もし、建築家が人のために家を建て、その工事が強固でなく、建てた家が倒壊し、家の主人を死に至らしめたときは、建築家は死刑に処せられる。

..... ( ) [紀元前18世紀]より抜粋

1666年のロンドン大火後、大火災防止の目的で制定

..... ( ) ~ 英国建築法規の起源

#### わが国の例

##### 古代~江戸時代

- ・町それぞれにルールが存在していたと想定されるが、現存する法規は少ない。
- ・戦国時代は、都市の立地や形態は、軍事的観点で重視された。
- ・江戸時代は、身分・格式、慣習、質素倹約および防火等の文化的、経済的観点からルールが多数あった。

##### 明治時代以降

各府県で、市街地の( )や( )を目的とした法規を定めた。

~ 背景 ... 都市の膨張に伴う過密不衛生な市街地の拡大

大正8年、初の全国的な建築法規である( ) ( )が制定された。

( )の誕生

第二次世界大戦敗戦後の国土の復興に取りかかり、市街地建築物法関係法令の規定を継承し、昭和25年に制定された。

その後、建築技術の進歩や法の目的に沿ってしばしば改正が行われている。

ポイント & MEMO 欄

ハンムラビ法典

ロンドン建築法

防火 衛生

都市計画法  
市街地建築物法

建築基準法

クラス 番号 氏名

## 2. 建築基準法の意義

### 建築物の特徴

- |     |   |          |
|-----|---|----------|
| ( ) | すべて一定水準以上の安全な建築物とする。<br>現実には、既存不適格や違法建築物が多く残されている。        | 安全の確保    |
| ( ) | 良質な建築物をつくる<br>品確法で良質な住宅を                                  | 確かめにくい品質 |
| ( ) | 建築物は周辺の環境や利用者に多大な影響を及ぼすことがある。<br>周辺、地域への影響を考慮し秩序ある街を形成する。 | 他への影響    |
| ( ) | エネルギー問題・交通問題等との関係<br>都市施設への負担を検討する。                       | 都市施設への負担 |

### 建築基準法の意義と効果

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| ( ) | 個々の建築物に関わる規定     | 単体規定 |
| ( ) | 良好な都市環境をつくるための規定 | 集団規定 |

# 建築法規ノート No. 3

(第1章 建築法規のあらまし つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## 3. 法規の体系と建築基準法の構成

### [1] 法規の体系

|                   |           |  |
|-------------------|-----------|--|
| 日本国憲法             |           |  |
| 法律 (ほか) [国会が定める]  | 建築基準法     |  |
| 政令 (ほか) [内閣が定める]  | 建築基準法施行令  |  |
| 省令 (ほか) [大臣が定める]  | 建築基準法施行規則 |  |
| 条例 [地方公共団体が定める]   |           |  |
| 細則 [地方公共団体の長が定める] |           |  |

【告示 (ほか) [国土交通大臣など公の機関が定める]】 国土交通省告示  
〔旧 建設省告示〕

建築専門誌等では、各法令を略記する事が多い。

**教科書 P. 22 参照**

### [2] 建築基準法の構成

(構成については教科書P.22 表2参照)

条文の構成

「第 条 第 項 第 号」

第1項の場合の番号 [1] は省略

号は 漢数字 で表す  
(教科書では算用数字)

本文に例外を設ける場合、本文の後ろに「ただし、」ではじまる段落を設ける。

ここで、前段を「本文」、後段を「ただし書き」という。

### [3] 性能規定

旧建基法の ( ) から、  
現建基法の ( ) へ移行。

仕様規定  
性能規定

## 4. 建築基準法の基本用語

### [1] 法令用語

|   |         |
|---|---------|
| ( ) 起算点を含む  | 以上、以下   |
| ( ) 起算点を含まない  | 超える、未滿  |
| ( ) 並列の語句「__、__、__及び__」   | 及び      |
| ( ) 並列の語句 大きい意味のグループを結ぶ「__、__及び__並びに__」                         | 並びに     |
| ( ) 選択的に並ぶ場合「__、__、__又は__」                                      | 又は      |
| ( ) 選択的に並ぶ場合 小さい意味のグループを結ぶ【「又は」は大きい意味のグループを結ぶ】「__若しくは__、__又は__」 | 若しくは    |
| ( ) 前記した類似の条文について、同じ趣旨のルールを適用すること                               | 準用する    |
| ( ) ただし書き等の条件の場合には、本文の内容などについて適用しない場合                           | この限りでない |

### [2] 建築基準法用語

法2条 ..... 用語の定義

令1条 ..... 用語の定義

この条文に示される用語の定義は、法令を理解するためには重要であり、また建築士試験では、これに関連する問題が、

**毎年出題されている。**

必ず、一読し、どの様な用語の定義がなされているか、どの辺に書いてあるのか、

**すぐ法令集を開けるようにしておくこと。**

過去問題集 「用語」編

# 建築法規ノート No. 4

(第1章 建築法規のあらまし つづき)

ポイント & MEMO 欄

## 4. 建築基準法の用語と面積算定

[3] 面積算定

敷地面積 [ ]  
関連 [ ]

令2条1項1号  
法42条1項、  
2項

敷地の( )による。  
幅員( )m未満の道路に接する場合は、道路中心線から( )mの線を道路境界線とする。ただし、道路の反対側ががけや川などの場合は、敷地の反対側の道路境界線から( )mの線を道路境界線とする。

水平投影面積  
4  
2  
4



建築面積 [ ]

令2条1項2号

外壁等の中心線で囲まれた部分の( )による。  
地階で地盤面上( )m以下にある部分を除く。  
軒、ひさし等の先端から水平距離( )mの部分を除く。

水平投影面積  
1  
1



クラス 番号 氏名

床面積 [ ] 令2条1項3号

壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の( )による。 水平投影面積



延べ面積 [ ] 令2条1項4号、3項  
関連 [ ] 法52条3項、  
5項

各階の( )の合計による。  
駐車場などの床面積は、床面積の合計の( )を限度として、床面積として算入しない。

床面積  
1 / 5

地階の天井が地盤面からの高さ( )m以下の部分の住宅の床面積は、床面積の合計の( )を限度として、床面積として算入しない。  
共同住宅の共用の( )は床面積として算入しない。

1  
1 / 3  
廊下、階段



建築法規ノート No. 5  
(第1章 建築法規のあらまし つづき)

[ 4 ] 各部の高さ

建築物の高さ [ ]

( )からの高さによる。  
(道路斜線制限や避雷針設置義務などに関する場合を除き、)  
屋上の階段室、昇降機塔、装飾塔などの面積の合計が、建築面積の  
( )以内の場合は、高さ( )mまでは建築物の高さに算入  
しない。(低層住居専用地域等では高さ5mまで)



地盤面 [ ]

建築物が周囲の地面と接する位置の( )の高さにおける水平面  
をいう。  
高低差が( )mをこえる場合は、その高低差( )m以内ごと  
の平均の高さにおける水平面をいう。



ポイント &  
MEMO 欄

令2条1項6号

地盤面

1 / 8

1 2

令2条2項

平均

3

3

クラス 番号 氏名

軒の高さ [ ]

令2条1項7号

地盤面から建築物の( )又はこれに代わる横架材を支持す  
る壁、( )又は柱の上端までの高さ。

小屋組  
敷げた



階数 [ ]

令2条1項8号

( )、( )などの屋上部分又は地階の  
( )、( )などの部分で、水平投影面積の合計が、  
建築面積の( )以下のものは階数に算入しない。

昇降機塔  
装飾塔  
倉庫  
機械室  
1 / 8

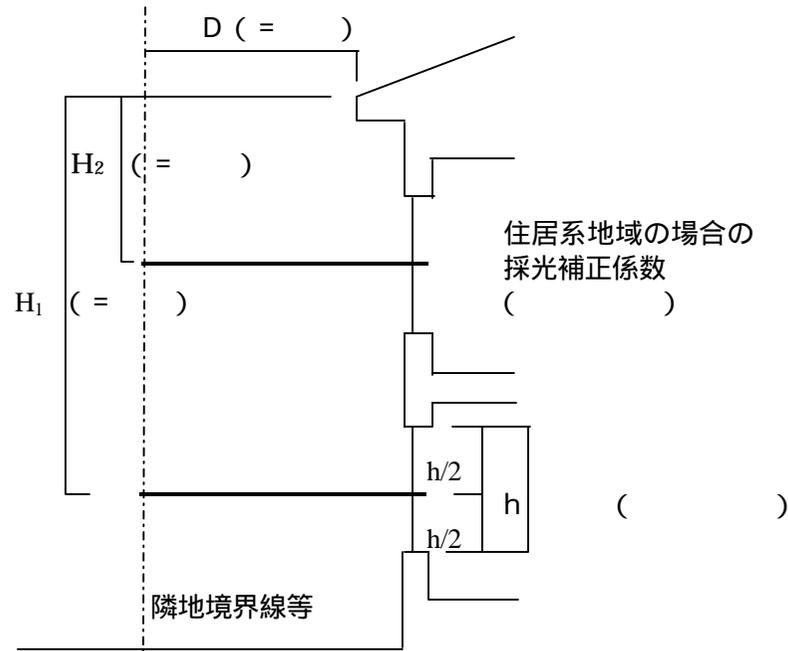


建築法規ノート No. 6

第2章 個々の建築物にかかわる規定

1. 一般構造についての規定

- [ 1 ] 採光  
( ) [法28条1項]
- ( ) [令19条]
- ( ) [令20条]



採光に有効な窓の面積 ( S ) は、  
 $S = \text{窓の面積} \times ( \text{ or } \text{ or } )$

- 住居系地域** D/H × 6 - 1.4
- 工業系地域** D/H × 8 - 1
- 商業系地域** D/H × 10 - 1

教科書 P. 39 表2 参照

各居室に必要な採光に有効な窓の面積は、  
 教科書 P. 38 表1 から求める  
 この値より S が小さいと ( ) である 違法

ポイント & MFMO 欄

居室の採光及び換気  
 学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光  
 有効面積の算定方法

[ 計算例 ]  
 D = 2 m  
 H<sub>2</sub> = 3 m  
 採光補正係数 = 2 . 6  
 H<sub>1</sub> = 6 m

採光補正係数 = 0 . 6

クラス 番号 氏名

地階 [ ] 令1条1項2号  
 床面から地盤面までの高さが、天井高さの ( ) 以上のもの 1 / 3  
 関係法令  
 地階における住宅等の居室 [ ] 法29条  
 地階における住宅等の居室の技術的基準 [ ] 令22条の2

[ 2 ] 換気  
 ( ) [法28条2~4項]  
 ( ) [令129条の2の6]  
 [法28条の2、令20条の2~7]  
 法28条の2の制令で定める化学物質は、 ( )  
 および ( ) とする。 [ ] クロルピリホス  
 ホルムアルデヒド  
 令20条の4

[ 3 ] 各部の高さ  
 居室の天井の高さ [ ] 令21条  
 居室の天井の高さは、 ( ) m以上でなければならない。 2 . 1  
 学校の教室でその床面積が ( ) m<sup>2</sup>を越える場合は、 ( ) 5 0  
 m以上でなければならない。 3

1室で天井の高さの異なる部分がある場合は、 ( ) の高さ 平均  
 による。  
 ☒

居室の床の高さ及び防湿方法 [ ] 令22条  
 最下階の居室の床が木造の場合、床の高さは直下の地面からその床の上  
 面まで ( ) cm以上とする。 4 5  
 外壁の床下部分には、壁の長さ ( ) m以下ごとに、面積  
 ( ) m<sup>2</sup>以上の換気孔を設ける。 5  
 ☒ 3 0 0

[ 4 ] 遮音  
 ( ) [法30条]  
 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、 ( ) 又は  
 ( ) に達するものとする。 長屋又は共同住宅の各戸  
 の界壁  
 小屋裏  
 天井裏

# 建築法規ノート No. 7

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## [ 5 ] 階段・廊下など

### ( 1 ) 階段

#### (a) 各部の寸法

|  |                                 |  |
|--|---------------------------------|--|
| ( ) [ 令 2 3 条 ]  | 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法      |  |
| 住宅の階段のけあげは ( ) cm 以下、踏面は ( ) cm 以上とする。高等学校の生徒用の階段及び踊場の幅は ( ) cm 以上、階段のけあげは ( ) cm 以下、踏面は ( ) cm 以上とする。 | 2 3 , 1 5<br>1 4 0<br>1 8 , 2 6 |  |
| 回り階段の踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から ( ) cm の位置を計る。  | 3 0                             |  |
| 手すり等の高さが ( ) cm 以下の場合、階段及び踊場の幅は、手すり等の幅が ( ) cm を限度として、ないものとみなす。  | 5 0<br>1 0                      |  |

### (b) 踊場

|  |              |
|--|--------------|
| ( ) [ 令 2 4 条 ]  | 踊場の位置及び踏幅    |
| 法 23 条 1 項の表(1)(2)に該当する階段で、高さが 3 m を超えるものは高さ ( ) m 以内ごとに、その他の階段で高さが 4 m を超えるものは高さ ( ) m 以内ごとに、 ( ) を設ける。 | 3<br>4<br>踊場 |
| これによって設ける直階段の踊場の踏幅は、 ( ) m 以上とする。  | 1 . 2        |

### (c) 手すり

|  |                        |
|--|------------------------|
| ( ) [ 令 2 5 条 ]  | 階段等の手すり等               |
| 階段には、 ( ) を設けなければならない。   | 手すり                    |
| 階段の幅が ( ) m をこえる場合は、中間に ( ) を設けなければならない。ただし、けあげが ( ) cm 以下で、かつ、踏面が ( ) cm 以上の場合はこの限りでない。 | 3<br>手すり<br>1 5<br>3 0 |

### ( 2 ) 傾斜路・廊下

|                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| ( ) [ 令 2 6 条 ]             | 階段に代わる傾斜路 |
| 階段に代わる傾斜路の勾配は、 ( ) をこえないこと。 | 1 / 8     |

|   |                |
|---|----------------|
| ( ) [ 令 1 1 9 条 ]   | 廊下の幅           |
| 高等学校の生徒用の廊下の幅は、両側に居室がある場合 ( ) cm 以上、その他の場合は ( ) cm 以上とする。 | 2 . 3<br>1 . 8 |
| 病院の患者用の廊下の幅は、両側に居室がある場合 ( ) cm 以上、その他の場合は ( ) cm 以上とする。   | 1 . 6<br>1 . 2 |

# 建築法規ノート No. 8

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

## 2. 構造強度についての規定

### [2] 一般的な規定

#### (1) 一般的な規定

( ) [法20条]

構造耐力

建築物は、( )、( )、( )、( )、( )及び( )並びに( )その他の振動及び衝撃に対して安全な構造とする。

自重, 積載荷重, 積雪  
風圧, 土圧, 水圧, 地震

( ) [令36条]

構造方法に関する技術的  
基準  
構造設計の原則

#### (2) 構造設計の原則

( ) [令36条の2]

構造設計は、建築物の規模等に応じて、( )、( )、( )、( )等を有効に配置して、自重、積載荷重等に対して、一様に( )であるようにする。

柱, はり  
床, 壁  
構造耐力上安全

構造耐力上主要な部分は、建築物に作用する水平力に耐えるように、( )配置する。

つりあいよく

構造耐力上主要な部分には、使用上の支障となる( )又は( )が生じないような( )及び( )が生じないような( )をもたせる。

変形  
振動, 剛性, 瞬間的破壊  
靱性

#### (3) 構造部材・基礎

(a) 構造部材の耐久 [令 条] 37

構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものには、( )、( )若しくは( )しにくい材料又は有効な( )、( )若しくは( )のため措置をした材料を使用する。

腐食, 腐朽, 摩損  
さび止め, 防腐  
摩損防止

(b) 基礎 [令 条] 38

建築物の基礎は、建築物に作用する( )及び( )を完全に( )に伝え、かつ、地盤の( )又は( )に対して構造耐力上安全なものとする。

荷重, 外力  
地盤, 沈下, 変形

建築物には、異なる( )による( )を併用してはならない。

構造方法, 基礎

クラス 番号 氏名

(c) 屋根ふき材等の緊結 [令 条] 39

( )、( )、( )、( ) 屋根ふき材、内装材  
その他これらに類する建築物の部分及び( )、( ) 外装材、帳壁  
その他の建築物の屋外に取り付けるものは、( )並びに 広告塔、装飾塔  
( )、その他の( )及び( )によって 風圧  
( )しないようにする。 地震、震動、衝撃  
脱落

(4) 補強コンクリートブロック造の塀 ( ) [令62条の8] 塀

補強コンクリートブロック造の塀について 高さ( )m以下とする。 2.2

壁の厚さは、( )cm以上とする。 15  
高さ2m以下の塀は( )cm以上。 10

壁頂及び基礎には( )に、壁の端部及び隅角部には( ) 横, 縦  
に、それぞれ径( )mm以上の鉄筋を配置する。 9

壁内には、径( )mm以上の鉄筋を縦横に( )cm以下の 9, 80  
間隔で配置する。

長さ( )m以下ごとに、径( )mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの( )以上突出したものを設ける。 3.4, 9  
1/5

基礎の丈は、( )cm以上とし、根入れの深さは( )cm 35, 30  
以上とする。

# 建築法規ノート No. 9

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

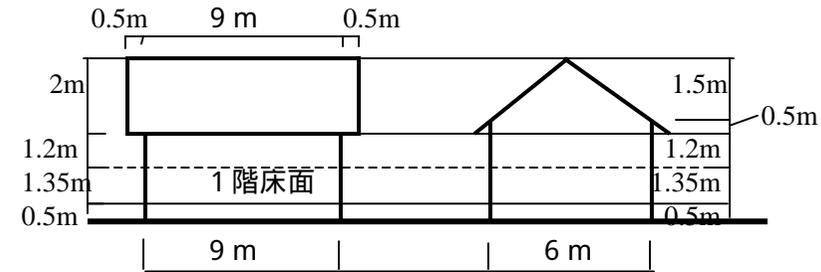
## [ 3 ] 各構造の種別ごとの規定

### ( 1 ) 木造

- (a) 木材 [ 令 条 ] 4 1  
 構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質は、( )、節 ( )、繊維の( )、( )等による耐力上の欠点がないこと。 腐れ, 傾斜, 丸身
- (b) 土台及び基礎 [ 令 条 ] 4 2  
 原則として、最下階の構造耐力上主要な柱の下部には( )を土台 設け、( )に緊結する。 基礎
- (c) 柱の小径 [ 令 条 ] 4 3  
 原則として、3階建て建築物の1階の柱の小径は、( )cm 1 3 . 5 以上とする。  
 原則として、2階建て以上の建築物のすみ柱は( )とす 通し柱 する。  
 構造耐力上主要な部分である柱の有効細長比は、( )以下と 1 5 0 する。
- (d) はり等の横架材 [ 令 条 ] 4 4  
 はり、けたその他の横架材には、その中央付近の( )に耐力 下側 上支障のある( )をしない。 欠込み
- (e) 筋かい [ 令 条 ] 4 5  
 引張り力を負担する筋かいは、厚さ( )cm 以上で幅( ) 1 . 5 , 9 cm 以上の木材又は径( )mm 以上の鉄筋を使用する。  
 圧縮力を負担する筋かいは、厚さ( )cm 以上で幅( ) 9 cm 以上の木材を使用する。  
 筋かい端部は、柱・はり等の横架材との仕口に接近して( ) 3 , 9 ( ) ボルト, かすがい, くぎ, 緊結 欠込み  
 原則として、筋かいには、( )をしてはならない。

### (f) 構造耐力上必要な軸組等 [ 令 条 ] 4 6

必要軸組長さの計算例(普通地域、屋根は金属板ぶき、壁は通常の重量、風当たり普通、床面積36㎡)



けた行方向・張り間方向にそれぞれの必要軸組長さは、床面積、見付面積のそれぞれから算出し、その値の大きいものを必要長さとする。

- 床面積からの算定(教科書 P.5 7 表 4 より) 1 1 , 3 9 6  
 $36 \text{ m}^2 \times ( ) \text{ cm/m}^2 = ( ) \text{ cm}$
- 見付面積からの算定(教科書 P.5 7 表 5 より)  
 けた行方向に入れる軸組は、妻側からの風圧力に抵抗するので、  
 見付面積 6 , 1.2 , 0.5 , 6 , 1.5  
 $( ) \times (( ) + ( )) + ( ) \times ( ) \times 1 / 2$   
 $= ( ) \text{ m}^2$  1 4 . 7  
 軸組の長さ 14.7 , 5 0 , 7 3 5  
 $( ) \text{ m}^2 \times ( ) \text{ cm/m}^2 = ( ) \text{ cm}$
- 張り間方向に入れる軸組は、平側からの風圧力に抵抗するので、  
 見付面積 9 , 1.2 , 1 0 , 2  
 $( ) \times ( ) + ( ) \times ( )$   
 $= ( ) \text{ m}^2$  3 0 . 8  
 軸組の長さ 30.8 , 5 0 , 1 5 4 0  
 $( ) \text{ m}^2 \times ( ) \text{ cm/m}^2 = ( ) \text{ cm}$
- したがって、けた行方向に入れる必要軸組長さは、( ) cm  
 張り間方向に入れる必要軸組長さは、( ) cm
- 3 0 mm x 9 0 mm の筋かい(倍率 1 . 5 )を入れた軸組の必要長さは、 735 , 1.5 , 490  
 けた行方向 ( ) ÷ ( ) = ( ) 1540 , 1.5 , 1027  
 張り間方向 ( ) ÷ ( ) = ( )
- 柱間 9 0 cm を単位としたとき、筋かいを入れた軸組の箇所数は、 490 , 90 , 5.5 , 6  
 けた行方向 ( ) ÷ ( ) = ( ) ... ( ) 箇所 1027 , 90 , 11.5 , 12  
 張り間方向 ( ) ÷ ( ) = ( ) ... ( ) 箇所

# 建築法規ノート No. 10

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

## (g) 火打材と振れ止め

( ) [令46条3項]

床組及び小屋ばり組の隅角には( )を使用し、小屋組には( )を設ける。

構造耐力上必要な軸組等

火打材  
振れ止め

## (h) 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口 [令 条] 47

構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、( )、( )、( )その他の国土交通大臣が定める構造方法でその部分の存在応力を伝えるように( )する。このボルト締の場合、ボルトの径に応じ有効な大きさと厚さを有する( )を使用する。

ボルト締  
かすがい打、込み栓打  
緊結  
座金

## (i) 防腐措置

( ) [令49条]

軸組が腐りやすい構造である部分の下地には、( )等を使用する。

構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から( )m以内の部分には、有効な( )を講ずる。

外壁内部等の防腐措置等

防水紙

1, 防腐措置

## (2) 鉄骨造

### (a) 材料 [令 条] 64

鉄骨造の建築物の構造耐力上主要な部分の材料は、( )若しくは( )又は( )とする。

炭素鋼  
ステンレス鋼, 鋳鉄

### (b) 圧縮材の有効細長比 [令 条] 65

構造耐力上主要な部分である鋼材の圧縮材の有効細長比は、柱にあつては( )以下、柱以外のものにあつては( )以下とする。

200, 250

### (c) 柱の脚部、部材の接合、ボルトなど

( ) [令66条]

構造耐力上主要な部分である柱の脚部は、国土交通大臣が定める基準に従った( )による緊結その他の構造方法により( )に緊結する。

柱の脚部

アンカーボルト  
基礎

クラス 番号 氏名

( ) [令67条] 接合

原則として、構造耐力上主要な部分である鋼材の接合は、接合される鋼材が炭素鋼である場合は( )、( )若しくは( )とし、接合される鋼材がステンレス鋼である場合は( )若しくは( )とする。

高力ボルト接合, 溶接接合, リベット接合  
高力ボルト接合, 溶接接合

( ) [令68条]

高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の( )倍以上とする。

高力ボルト、ボルト及びリベット

2.5

高力ボルトの孔の径は、高力ボルトの径より( )mmを超えて大きくしてはならない。ただし、高力ボルトの径が( )mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合は、高力ボルトの孔の径を高力ボルトの径より( )mmまで大きくすることができる。

2  
2.7  
3

ボルト孔の径は、ボルトの径より( )mmを超えて大きくしてはならない。ただし、ボルトの径が( )mm以上であり、かつ、構造耐力上支障がない場合は、ボルト孔の径をボルトの径より( )mmまで大きくすることができる。

1  
2.0  
1.5

### (d) 斜材、壁等の配置 [令 条] 69

形鋼やRC壁等を釣合いよく配置する。

### (e) 柱の防火被覆 [令 条] 70

倒壊を防ぐために、30分間は構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊等が生じないようにする。

# 建築法規ノート No. 11

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## (3) 鉄筋コンクリート造

|   |               |                     |
|---|---------------|---------------------|
| (a) コンクリートの材料   | [令 条] 7 2     |                     |
| 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートの材料の骨材、水及び混和材料は、鉄筋をさびさせ、又はコンクリートの凝結及び硬化を妨げるような( )、( )、( )又は( )を含まないこと。  |               | 酸、塩、有機物、泥土          |
| (b) コンクリートの強度・調合・養生・型枠など  |               |                     |
| ( ) [令74条]  |               | コンクリートの強度           |
| 鉄筋コンクリート造に使用するコンクリート四週圧縮強度は、原則として1mm <sup>2</sup> につき( )N以上とする。   | 1 2           |                     |
| ( ) [令75条]  |               | コンクリートの養生           |
| 原則としてコンクリート打込み中及び打込み後( )日間は、コンクリートの温度が( )度を下らないようにする。   | 5<br>2        |                     |
| ( ) [令76条]  |               | 型わく及び支柱の除去          |
| 構造耐力上主要な部分に係る型わく及び支柱は、コンクリートが( )及び工事の施工中の( )によって著しい( )又は( )その他の( )を受けない強度になるまでは、取りはずさない。  |               | 自重、荷重、変形<br>ひび割れ、損傷 |
| (c) 鉄筋の継手及び定着   | [令 条] 7 3     |                     |
| 原則として、鉄筋の末端は、( )に折り曲げる。   |               | かぎ状                 |
| (d) 鉄筋のかぶり厚さ  | [令 条] 7 9     |                     |
| 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、耐力壁以外の壁又は床にあっては( )cm以上、耐力壁、柱又ははりにあっては( )cm以上、直接土に接する壁、柱、床若しくははり又は布基礎の立上り部分にあっては( )cm以上、基礎(布基礎の立上り部分を除く)にあっては捨コンクリートの部分を除いて( )cm以上とする。 | 2、3<br>4<br>6 |                     |

## (e) 柱・床版・はり・耐力壁の構造

|   |  |  |
|---|--|--|
| ( ) [令77条]  |  | 柱の構造   |
| 構造耐力上主要な部分である柱は、次に定める構造とする。<br>主筋は、( )本以上とする。<br>主筋は、( )と緊結する。<br>原則として、帯筋の径は、( )mm以上とし、その間隔は、( )cm以下で、かつ、最も細い主筋の径の( )倍以下とする。<br>帯筋比は、( )%以上とする。<br>柱の小径は、その構造耐力上主要な支点間の距離の( )以上とする。<br>主筋の断面積の和は、コンクリートの断面積の( )%以上とする。 |  | 4<br>帯筋<br>6<br>1 5、1 5<br>0 . 2<br>1 / 1 5<br>0 . 8 |
| ( ) [令77条の2]  |  | 床版の構造  |
| 構造耐力上主要な部分である床版の厚さは、( )cm以上とし、かつ、短辺方向における有効張り間長さの( )以上とする。<br>最大曲げモーメントを受ける部分における引張鉄筋の間隔は、短辺方向において( )cm以下、長辺方向において( )cm以下で、かつ、床版の厚さの( )倍以下とする。  |  | 8<br>1 / 4 0<br>2 0、3 0<br>3                         |
| ( ) [令78条]  |  | はりの構造  |
| 原則として、構造耐力上主要な部分であるはりは、( )とし、これに( )をはりの丈の( )以下の間隔で配置する。   |  | 複筋はり<br>あばら筋、3 / 4                                   |
| ( ) [令78条の2]  |  | 耐力壁  |
| 耐力壁の厚さは、( )cm以上とする。<br>耐力壁の開口部周辺は、径( )mm以上の補強筋を配置する。<br>壁式構造の耐力壁の長さは、( )cm以上とし、その端部及び隅角部に径( )mm以上の鉄筋を縦に配置する。  |  | 1 2<br>1 2<br>4 5<br>1 2                             |

# 建築法規ノート No. 12

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## [4] 構造計算の方法

( ) [令81条]

適用  
60

(

) [令83条]

荷重及び外力の種類

高さ( )m以下の建築物の構造計算

( ) [令82条の3]

剛性率、偏心率等  
31

(

) [令84条]

固定荷重

特定建築物で高さが( )m以下のものは、令82条各号及び令82条の2の規定とともに、この令82条の3について適合することを確かめる。

(

) [令85条]

積載荷重

(

) [令86条]

積雪荷重

( ) [令82条の4]

保有水平耐力  
31

原則として、積雪量1cmごとに1㎡につき( )N以上とする。

20

特定建築物で高さが( )mを超えるものは、令82条各号及び令82条の2の規定とともに、この令82条の4について適合することを確かめる。

(

) [令87条]

風圧力

教科書71ページ 図30のルートで構造計算を行う。

(

) [令88条]

地震力

( ) [令81条の2]  
高さ( )mを超える建築物の構造計算

超高層建築物の特例  
60

( ) [令82条]  
1次設計

許容応力度等計算

( ) [令82条の2]、  
[令82条の3]、[令82条の4]  
2次設計

層間変形角

( ) [令82条の6]

限界耐力計算



3. 防火と避難についての規定

[ 1 ] 火災の進展と法規

( ) 建築基準法及び消防法における火災対策  
[ 教科書 77頁 図2 参照 ]

出火防止

- ~ 消火設備の設置
- ~ 防火区画の設置
- ~ 避難路の設置
  - ~ 2方向避難の確立
  - ~ 消防隊の進入経路の準備

( ) パニック状態となる火災時の対応

- ・防災設備などの操作方法等の単純化
- ・劇場等の客席からの出口の内開きの禁止
- ・直通階段の設置

( )  
火災に伴って発生した可燃性ガスが天井の下層に滞留し、そのガス濃度が燃焼範囲に達して着火すると天井が火炎に包まれ、その天井面からの放射伝熱により強く加熱されて、室内の可燃物の全表面が一斉に火に包まれる現象。

( )  
空気の流通が不十分な部屋で火災が発生した場合に、火災に伴って発生した可燃性ガスが酸欠状態のため燃焼されずに蓄積され、消火などのために部屋の扉を開放する際、新鮮空気が流入してそのガスが爆発的に燃焼し、火災が爆風を伴って室外に急速に吹き出す現象。

[ 2 ] 火災の拡大を防止する対策

( 1 ) 着火の防止

( ) [ 令 115条 ]

煙突の屋上突出部は、屋根面からの垂直距離を ( ) cm以上とする。

( ) [ 消法 8条の3 ]

( ) [ 消令 4条の3 ]

フェールセーフ

フルプルーフ

フラッシュオーバー

バックドラフト

建築物に設ける煙突

60

高層建築物等において使用する  
防災対象物品の防災性能

防災防火対象物の指定等

クラス 番号 氏名

( 2 ) 早期発見と初期消火  
(a) 自動火災報知設備

( ) [ 消令 21条 ]  
火災を感知 警報

自動火災報知設備に関する基準

(b) 消火器具と屋内消火栓設備

( ) [ 消令 10条 ]

消火機器に関する基準

( ) [ 消令 11条 ]

屋内消火栓設備に関する基準

(c) スプリンクラー設備

( ) [ 消令 12条 ]

スプリンクラー設備に関する基準

( 3 ) 火災拡大・危険性増大の防止

(a) 内装制限

着火防止、延焼速度の遅延の役割

( ) [ 法 35条の2 ]

特殊建築物等の内装

( ) [ 令 128条の3の2 ]

制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室

( ) [ 令 128条の4 ]

制限を受けない特殊建築物

( ) [ 令 129条 ]

特殊建築物の内装

[ 法 35条の2 ] [ 令 128条の4 ] に挙げる各建築物について [ 令 129条 ] の内装制限が定められている。 [ 教科書 81頁 図5 参照 ]

( ) [ 法 2条9号 ] 告示に示す

不燃材料

( ) [ 令 1条5号 ] 告示に示す

準不燃材料

( ) [ 令 1条6号 ] 告示に示す

難燃材料

( ) [ 法 2条7号 ] 告示に示す

耐火構造

( ) [ 令 107条 ]

耐火性能に関する技術的基準

( ) [ 法 2条7号の2 ] 告示に示す

準耐火構造

( ) [ 令 107条の2 ]

準耐火性能に関する技術的基準



# 建築法規ノート No. 15

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## (b)大規模建築物の主要構造部への制限

( ) [法21条]

大規模建築物の主要構造部

法2条9号のニイ

本条で挙げる建築物は、[ ]に掲げる基準に適合すること。

## (c)大規模建築物の防火壁

( ) [法26条]

防火壁

1000

原則として、延べ面積1000m<sup>2</sup>を超える建築物は、防火壁で( )m<sup>2</sup>以内ごとに区画する。

### [2] 避難のための対策

#### (1) 避難誘導対策

( ) [消令24条]

非常警報器具又は非常警報設備に関する基準

建築物内にいる人への火災発生の報知

#### (2) 避難路の確保

#### (a)廊下、階段、出口などの避難安全対策

( ) [令117条]

廊下、避難階段及び出入口

出口の戸

( ) [令118条、令125条2項]

客席からの出口の戸

劇場、映画館などの客席からの出口の戸は( )とする

外開き

廊下の幅

( ) [令119条] 廊下の幅

## 直通階段の設置

( ) [令120条] 直通階段の設置

(直通階段とは、避難階や地上に通ずる階段のこと) [教科書88頁 表6参照]

主要構造部が準耐火構造又は不燃材料で、地上までの廊下・階段等の壁仕上げが準不燃材料の場合は、法120条1項の数値に( )mを加える。 ... [2項]

15階以上の階の居室は、2項の規定に該当するものを除き、法120条1項の数値に( )mを減ずる。 ... [3項]

## 二つ以上の直通階段の設置

( ) [令121条] 2以上の直通階段を設ける場合

[教科書90頁 表7参照]

主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合、法121条1項の数値で、50m<sup>2</sup>は( )m<sup>2</sup>、100m<sup>2</sup>は( )m<sup>2</sup>、200m<sup>2</sup>は( )m<sup>2</sup>とする。 ... [2項]

## 重複距離

重複区間の長さは、法121条1項の数値の( )以下とする。 ... [3項]

## 直通階段の材料

( ) [令121条の2] 屋外階段の構造

原則として、屋外の直通階段は( )としてはいけない。 木造

# 建築法規ノート No. 16

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## 直通階段の構造

( ) [令122条]

避難階段の設置

原則として、5階以上の階又は地下2階以下の階に通ずる直通階段は、( )又は( )とし、15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる直通階段は( )とする。 ... [1項]

避難階段  
特別避難階段  
特別避難階段

3階以上の階で物品販売業とする場合、各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを( )又は( )とする。 ... [2項]

避難階段  
特別避難階段

2項の直通階段で、5階以上の売り場に通ずるものはその1つ以上を、15階以上の売り場に通ずるものはそのすべてを( )とする。 ... [3項]

特別避難階段

( ) [令123条]  
[教科書92頁 図14参照]

避難階段及び特別避難階段の構造

## (b)排煙設備

( ) [令126条の2] 排煙設備

( ) [令126条の3] 排煙設備の構造  
[教科書92頁 図15参照]

## (c)非常用の照明装置と誘導灯

( ) [令126条の4、126条の5] 非常用の照明装置

非常用の照明は、直接照明とし、床面において( )ルクス以上の照度を確保する。

( ) [消令26条] 誘導灯及び誘導標識に関する基準

## (d)避難器具

( ) [消令25条] 避難器具に関する基準

## [3] 消防活動などのための対策

### (1) 避難上、消防上必要な敷地内通路

( ) [令128条] 敷地内の通路

避難上、消火上( )m以上の通路の設ける。 1.5

( ) [令128条の2] 大規模な木造等の建築物の敷地内における通路

避難上、消火上、建築物の条件によりその周囲には( )m以上または( )m以上の通路を設ける。 3 1.5

### (2) 非常用エレベーターと非常用の進入口

( ) [法34条2項] 昇降機

高さ( )mをこえる建築物には、非常用の( )を設ける。 31 昇降機

( ) [令126条の6] 非常用の進入口

原則として、建築物の高さ( )m以下の部分にある3階以上の階には、非常用の( )を設ける。 31 進入口

( ) [令126条の7] 非常用の進入口の構造  
[教科書92頁 図15参照]

非常用の進入口は、道又は道に通ずる幅員( )m以上の通路その他の空地に面する各階の( )に設ける。 ... [1号] 4 外壁面  
間隔は、( )m以下とする。 ... [2号] 40  
幅( )cm以上、高さ( )m以上、下端の床面からの高さ( )cm以下とする。 ... [3号] 75、1.2、80  
奥行き( )m以上、長さ( )m以上の( )を設ける。 ... [5号] 1、4、バルコニー

近くに、外部から見やすい方法で( )の標識を掲示し、及び非常用の進入口である旨を( )で表示する。 ... [6号] 赤色灯 赤色

### (3) 連結送水管

( ) [消令29条] 連結送水管に関する基準

# 建築法規ノート No. 17

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

## [4] 建築物間の延焼などの防止対策

### (1) 防火地域または準防火地域内の建築物

市街地の建築物の防火性能を高め、火災の延焼、拡大を抑制するために都市計画として指定される地域。

建築物の防火性能に関する規制が行われる。

### (2) その他の延焼防止対策

(防火地域及び準防火地域以外の市街地)

( ) [法22条] 屋根

( ) [令109条の5] 屋根の性能に関する技術的基準

屋根が、通常の火災による火の粉により、防火上有害な( )をしないもの。 ... [1号]

屋根が、通常の火災による火の粉により、屋内に達する防火上有害な( )、( )その他の損傷を生じないもの。 ... [2号]

溶融、き裂

( ) [法23条] 外壁

( ) [令109条の6] 準防火性能に関する技術的基準

耐力壁である外壁は、周囲の火災による加熱開始後( )分間構造耐力上支障のある( )、( )、( )その他の損傷を生じないもの。 ... [1号]

20 変形、溶融、破壊

外壁は、周囲の火災による加熱開始後( )分間当該加熱面以外の面の温度が( )以上に上昇しないもの。 ... [2号]

20 可燃物燃焼温度

( ) [法24条] 木造建築物等である特殊建築物の外壁等

( ) [法2条6号] 延焼のおそれのある部分

延焼のおそれのある部分とは、原則として、隣地境界線、道路中心線、同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線から、1階では( )m以下、2階以上では( )m以下の建築物の部分

3、5

クラス 番号 氏名

## 4. 建築設備についての規定

( ) [法2条3号] 建築設備

### [1] 換気設備

( ) [法28条] 居室の採光及び換気

換気に有効な部分の面積は、居室の床面積に対して、( )以上。ただし、次の換気設備を設けた場合はこの限りでない。... [2項]

1 / 20

劇場・映画館等の特殊建築物の居室、調理室等は、( )換気設備を設ける。 ... [3項]

換気設備

( ) [法28条の2] 居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置

### (1) 換気設備の技術基準

居室内の人が通常活動することが想定される空間の二酸化炭素濃度は( )ppm以下、一酸化炭素濃度は( )以下とする。 ... [令20条の2 1号二]

1000、10

火を使用する設備又は器具の通常の使用状態において、居室内の酸素濃度は( )以上とする。 20.5

### (2) 換気設備の構造

#### (a) 自然換気設備の構造等

令20条の2( )号、令129条の2の6( )項による。 1号イ、1

給気口は、居室の天井高の( )以下の高さに設ける。 1 / 2  
排気口は、( )より高い位置に設ける。 給気口

#### (b) 機械換気設備の構造

令20条の2( )号、令129条の2の6( )項による。 1号ロ、2

第一種機械換気 ... ( )、( ) 給気機、排気機  
第二種機械換気 ... ( )、( ) 給気機、排気口  
第三種機械換気 ... ( )、( ) 給気口、排気機

#### (c) 中央管理方式の空気調和設備の構造等

令20条の2( )号、令129条の2の6( )項による。 1号ハ、3

# 建築法規ノート No. 18

(第2章 個々の建築物にかかわる規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

|  |                          |                     |
|--|--------------------------|---------------------|
| (3) 特殊建築物の居室の換気設備<br>法28条( )項、令20条の2、令129条の2の6による。 | 3                        |                     |
| (4) 火を使用する室の換気設備<br>法28条( )項、令20条の3による。            | 3                        |                     |
| (5) 化学物質の発散に対応する換気設備<br>法28条の2、令20条の( )~( )による。    | 4、 7                     |                     |
| 規制対象の化学物質 ... ( )<br>( )                           | ( )原則使用禁止<br>( )         | クロルピリホス<br>ホルムアルデヒド |
| [2] 衛生設備・配管設備                                      |                          |                     |
| (1) 便所、尿尿浄化槽設備<br><br>( ) [法31条]                   | 便所                       |                     |
| 下水道法に規定する処理区域では、( )便所とし、污水管は<br>( )に連結する。          | 水洗<br>公共下水道              |                     |
| 終末処理場を有する公共下水道以外に汚物を放流する場合、法令に<br>適合する( )を設ける。     | 尿尿浄化槽                    |                     |
| ( ) [令28条]   | 便所の採光及び換気                |                     |
| 原則として、便所には( )を設ける。                                 | 窓                        |                     |
| ( ) [令33条]   | 漏水検査                     |                     |
| 尿尿浄化槽等は、満水して( )時間漏水しないこと。                          | 2.4                      |                     |
| ( ) [令34条]   | 便所と井戸との距離                |                     |
| 原則として、くみ取り便所の便槽は、井戸から( )m以上離す。                     | 5                        |                     |
| (2) 配管設備   |                          |                     |
| ( ) [令129条の2の5]                                    | 給水、排水その他の配管<br>設備の設置及び構造 |                     |

クラス 番号 氏名

|   |                       |               |
|---|-----------------------|---------------|
| [2] その他の設備  |                       |               |
| (1) 昇降機<br>法34条、令129条の( )~129条の( )の( )による。  | 3、 1.3、 3             |               |
| エレベーターには安全のための( )を設ける。  |                       | 制動装置(129条の10) |
| エスカレーターの勾配は、( )度以下、踏段の幅は( )<br>m以下とする。  | 3.0、 1.1<br>(129条の12) |               |
| [2] 避雷設備  |                       |               |
| 法33条、令129条の( )、令129条の( )による。  | 1.4、 1.5              |               |
| 原則として、高さ( )mをこえる建築物には、有効に<br>( )を設ける。   |                       | 2.0<br>避雷設備   |
| 避雷設備の突針部による保護角は( )度以下とする。<br>ただし、危険物の貯蔵・取扱いをする建築物の場合は、( )<br>度以下とする。 [平成12年建設省告示第1425号] | 6.0<br>4.5            |               |

第3章 良好な都市環境をつくるための規定

1. 都市計画法と建築基準法

[ 1 ] 都市計画法の目的

都市の健全な( )と秩序ある( )を図り、もって国土の均衡ある( )と( )の増進に寄与することを目的とする。 .....都市計画法第( )条

発展、整備  
発展、公共の福祉  
1

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、( )で( )な都市生活及び( )な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の( )な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。 .....都市計画法第( )条

健康  
文化的、機能的  
合理的  
2

都市計画の定義

( )、( )の整備、( )に関する計画をいう。 .....都計法( )条

土地利用、都市施設  
市街地開発事業  
4

[ 2 ] 建築基準法の集団規定の目的

建築基準法第3章

「都市計画区域等における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途」によって良好な都市を形成する。 ... 集団規定

2. 土地利用

[ 1 ] 都市計画区域の区分

無秩序な市街化防止、計画的な市街化を図るために、( )と( )とに区分 .....都計法7条

市街化区域  
市街化調整区域

( 1 ) 市街化区域と市街化調整区域

(a)市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね( )年以内に優先的に市街化を図るべき区域。

1 0

(b)市街化調整区域

市街化を( )すべき区域。

抑制

[ 2 ] 用途地域

用途地域 [ 都計法 条 項 号 ] [ 都計法 条 ~ 項 ] 8条1項1号  
7つの住居系用途地域、2つの商業系用途地域、3つの工業系用途地域に分類される。 9条1~12項

( ) [ 法 4 8 条 ] 用途地域  
建築してはならない建築物

建築してはならない建築物の詳細 [ ] 法別表第2

[ 3 ] 特別用途地区

( ) [ 都計法 8 条 1 項 2 号、9 条 1 3 項 ] 特別用途地区

( ) [ 法 4 9 条 ] 特別用途地区

[ 4 ] 防火地域・準防火地域

防火地域または準防火地域 [ 法 条 号 ] 都計法 8 条 5 号

防火地域または準防火地域は、市街地における火災の危険を防除する地域 ... [ 法 条 号 ] 都計法 9 条 2 0 号

( ) [ 法 6 1 条 ] 防火地域内の建築物

原則として、防火地域内は、階数が( )以上であり、又は延べ面積が( )㎡を超える建築物は( )とし、その他の建築物は( )又は( )とする。 3  
1 0 0、耐火建築物  
耐火建築物、準耐火建築物

( ) [ 法 6 2 条 ] 準防火地域内の建築物

原則として、準防火地域内は、地階を除く階数が( )以上であり、又は延べ面積が( )㎡を超える建築物は( )とし、延べ面積が( )㎡を超え( )㎡以下建築物は( )又は( )等とする。 4  
1 5 0 0、耐火建築物  
5 0 0、1 5 0 0  
耐火建築物、準耐火建築物

( 1 ) 防火・準防火地域での共通の規定

(a)屋根

( ) [ 法 6 3 条、令 1 3 6 条 の 2 の 2 ] 屋根

屋根が、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な( )や、屋内に達する防火上有害な( ) ( ) 発炎、溶融、き裂  
その他の損傷を生じないこと。

# 建築法規ノート No. 20

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント &  
MEMO 欄

クラス 番号 氏名

---

## (b)開口部の防火戸

( [法64条、令109条、令136条の2の3] 外壁の開口部の防火戸

外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、( )その他の防火戸  
政令で定める( )を設ける。 防火設備

## (2)隣地境界線に接する外壁

( ) [法65条] 隣地境界線に接する外壁

## (3)建築物が二つ以上の防火関係区域にまたがる場合の規制

( ) [法67条] 建築物が防火地域又は準  
防火と準防火、防火とそれ以外、準防火とそれ以外にまたがる場合は、防火地域の内外にわたる  
原則的に厳しい地域の規制を受ける。 場合の措置  
ただし、( )で区画されている場合は、この限りでない。 防火壁

## [4]高層住居誘導地区

( )  
[法57条の2、都計法8条1項2号の4、9条16項] 高層住居誘導地区

住居と住居以外の用途とを適正に配分し、( )の高い 利便性  
( )の建設を誘導する地区。 高層住宅

# 建築法規ノート No. 21

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## 3. 道路と敷地

### [1] 道路の種類と基準

( ) [法42条] 道路の定義

建築基準法に規定する道路とは、幅員( )m以上のものをいう。  
(特定行政庁が指定する区域内では( )m以上)

4  
6

### [2] 敷地と道路の関係

#### (1) 接道義務の原則

( ) [法43条1項] 敷地等と道路との関係

原則として、建築物の敷地は、道路に( )m以上接しなければならない。

2

#### (2) 特殊建築物などの接道義務 [法43条2項]

地方公共団体は、( )又は( )の安全が確保できない場合は、必要な制限を条例で付加することができる。

避難、 通行

### [3] 道路内の建築制限

( ) [法44条] 道路内の建築制限

#### (1) 道路内または道路に突き出して建築することが禁止されるもの

( )又は敷地を造成するための( )は、道路内に、  
又は道路に突き出してはならない。

建築物、 擁壁

#### (2) 道路内または道路に突き出して建築できるもの

地盤面( )に設ける建築物 [法44条1項1号] 下

( ) ( )など公益上必要で特定行政庁が認め、建築審査会の同意を得て許可したもの。 [法44条1項2号] 公衆便所、 巡査派出所

(3) 地区計画区域の道路内に建築できるもの

地区計画などの区域内の自動車専用道路などの上空又は路面下で、特定行政庁が認めたもの。 [法44条1項( )号] 3

(4) 公共用歩廊、道路上空の渡り廊下など

公共用( )など特定行政庁が許可したもの。 [法44条1項4号] 歩廊

(5) 都市計画道路内などでの建築制限

( ) [都計法53条~] 都市計画施設等の区域内における建築の規制

都市計画道路内に建築物を建てようとするものは、自らの敷地でも都道府県知事の許可が必要。

# 建築法規ノート No. 22

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント & MEMO 欄

クラス 番号 氏名

## 4. 密度に関する規定

### [1] 密度の意味

### [2] 建ぺい率

#### (1) 建ぺい率の定義と制限値

( ) [法53条] 建ぺい率

建ぺい率 = ( ) ÷ ( ) × 100 [%] 建築面積、敷地面積

#### (2) 建ぺい率の異なる二つ以上の地域等にまたがる場合

それぞれの地域ごとに計算した合計の値を、建築面積の上限とする。

### [3] 容積率

#### (1) 容積率の定義と制限値

( ) [法52条] 容積率

容積率 = ( ) ÷ ( ) × 100 [%] 延べ面積、敷地面積

#### (2) 容積率の異なる二つ以上の地域等にまたがる場合 [法52条6項]

それぞれの地域ごとに計算した合計の値を、延べ面積の上限とする。

#### (3) 前面道路幅員との関係による容積率制限 [法52条2項]

前面道路の幅員が12m未満の場合、原則として、前面道路幅に、住居系地域内の建築物の場合は ( ) / 10、その他の建築物の場合は ( ) / 10 を乗じたもの以下でなければならない。

4  
6

法52条1項1号～6号に示す数値との比較で、小さい方の数値とする。

#### (4) 前面道路についての容積率の緩和 [法52条2項、令135条の16]

幅員15m以上の特定道路に接続する前面道路の幅員が6m以上、12m未満で、特定道路から70m以内に敷地がある場合の緩和規定がある。

#### (5) 容積率算定の特例

- (a) 計画道路が敷地内にある場合 [法52条( )項] 9
- (b) 壁面線の指定がある場合 [法52条( )( )( )項] 10、11、12
- (c) その他の特例許可 [法52条( )項] 13
- (d) 床面積の算定についての緩和 [令2条1項4号、3項、法52条3項、5項]

# 建築法規ノート No. 23

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント & MEMO 欄

## 5. 形態に関する規定 (形態規定)

### [1] 建築物の高さの制限

#### (1) 制限の内容

( ) [法55条]

第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内においては、都市計画で、建築物の高さは、( )m又は( )m以下と指定される。絶対高さ制限 [1項]

#### (2) 高さ制限の緩和

##### (a) 認定による緩和

10mの限度地域において、空地率と敷地面積の条件が満たされ、特定行政庁が認めた場合、( )mを限度とする。 [2項]

##### (b) 許可による緩和

敷地の周囲に広い( )や( )( )などがあり、低層住宅にかかる良好な住居の環境を害することが無く、特定行政庁が許可したものは、高さ制限は緩和される。学校などのその用途上やむを得ないと認めて特定行政庁が許可したのも同様である。 [3項]

第一種低層住居専用地域  
又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度

10、 12

12

公園、 広場、 道路

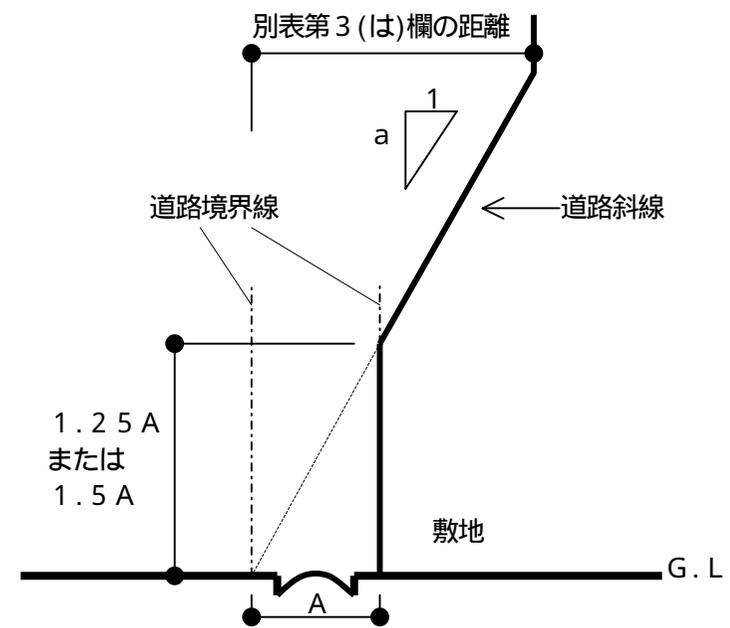
クラス 番号 氏名

### [2] 建築物の各部分の高さの制限

( ) [法56条] 建築物の各部分の高さ

(1) 道路斜線制限 [法56条 項 号]

1項1号



a : 住居系用途地域は 1.25 (2.5)  
住居系以外の用途地域は 1.5  
用途地域の指定のない区域は 1.25 又は 1.5

# 建築法規ノート No. 24

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

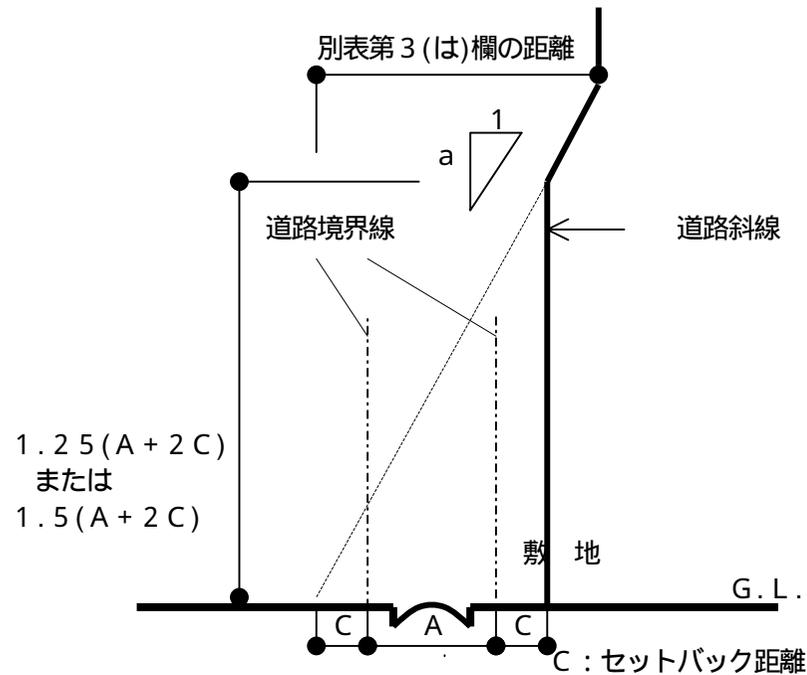
ポイント & MEMO欄

クラス 番号 氏名

## (2) 道路斜線制限の緩和

(a) 前面道路境界線から後退して建築する場合 [法56条 項]

2



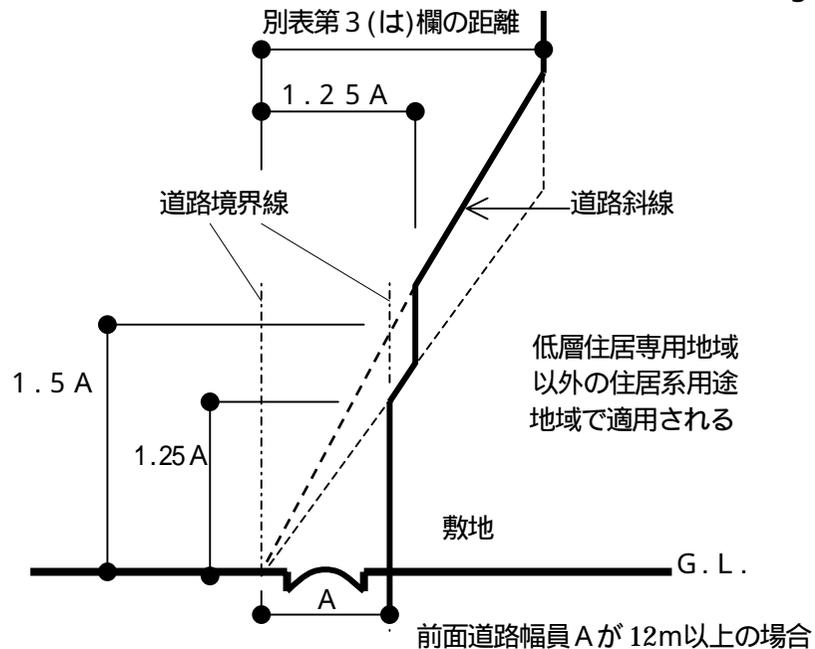
(前面道路との関係についての建築物の各部分の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)

[令第 条の ]

令130条の12

(b) 住居系用途地域内で前面道路幅員が12m以上の場合[法56条 項]

3

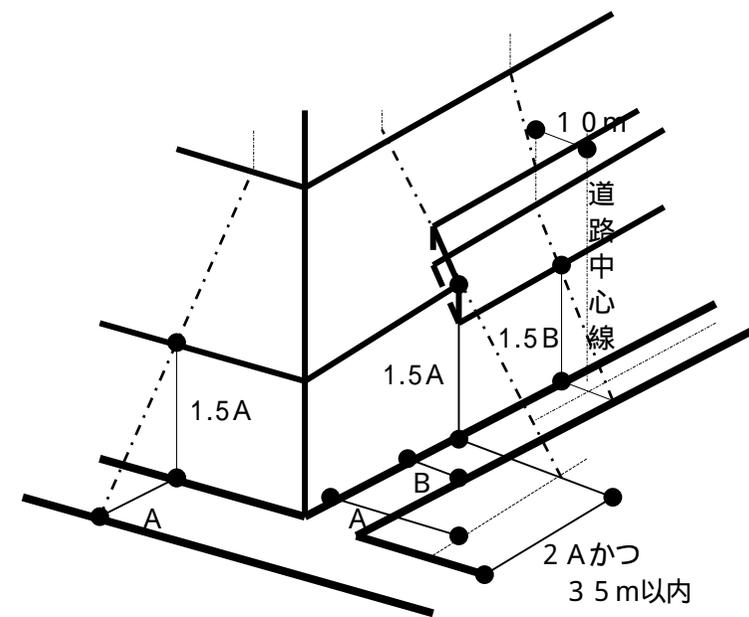


(c) 建築物の敷地が2以上の道路に接している場合 [法56条6項]

(

) [令132条]

2以上の前面道路がある場合



前面道路幅 A > B の場合

A道路側斜線制限  
通常と同じ

B道路側斜線制限

A道路から、( )かつ( )m以内の範囲  
... 前面道路幅を( )の道路幅とみなした斜線制限となる。

2A、3.5  
A

B道路中心線から、( )mをこえる区域  
... 前面道路幅を( )の道路幅とみなした斜線制限となる。

10  
A

# 建築法規ノート No. 25

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

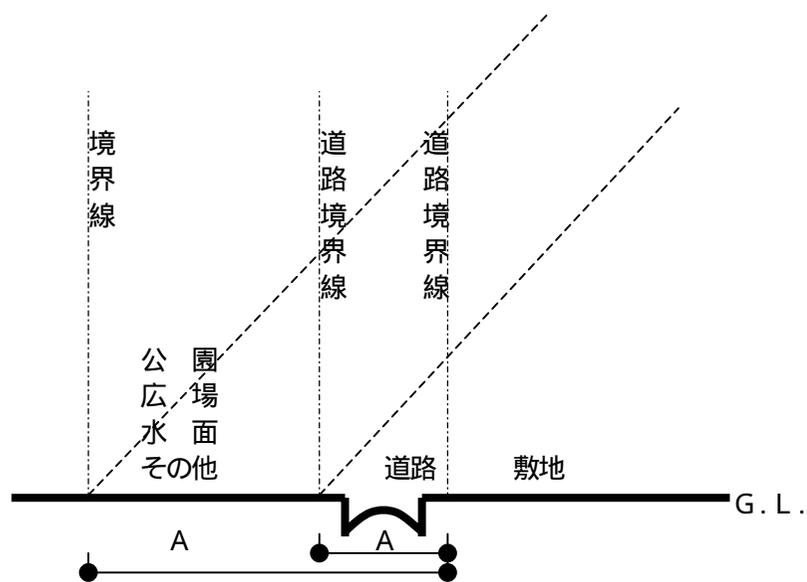
ポイント & MEMO 欄

クラス 番号 氏名 \_\_\_\_\_

(d) 前面道路の反対側に公園などがある場合 [法56条6項]

( ) [令134条]

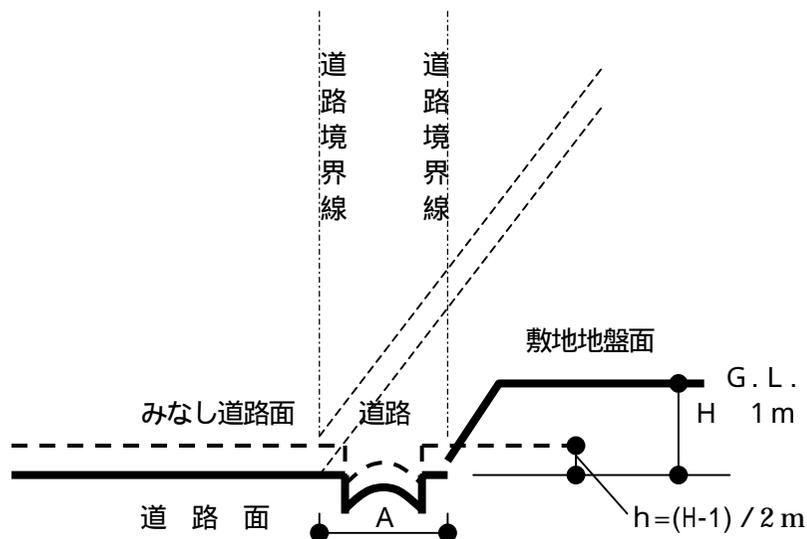
前面道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがある場合



(e) 前面道路と敷地の地盤面に高低差がある場合 [法56条6項]

( ) [令135条の2]

道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合



# 建築法規ノート No. 26

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

## ポイント & MEMO 欄

1項2号

第二種低層住居専用地域

(3) 隣地斜線制限 [法56条 項 号]

第一種低層住居専用地域と( )  
では、隣地斜線制限の適用は受けない。

低層住居専用地域以外の住居系用途地域

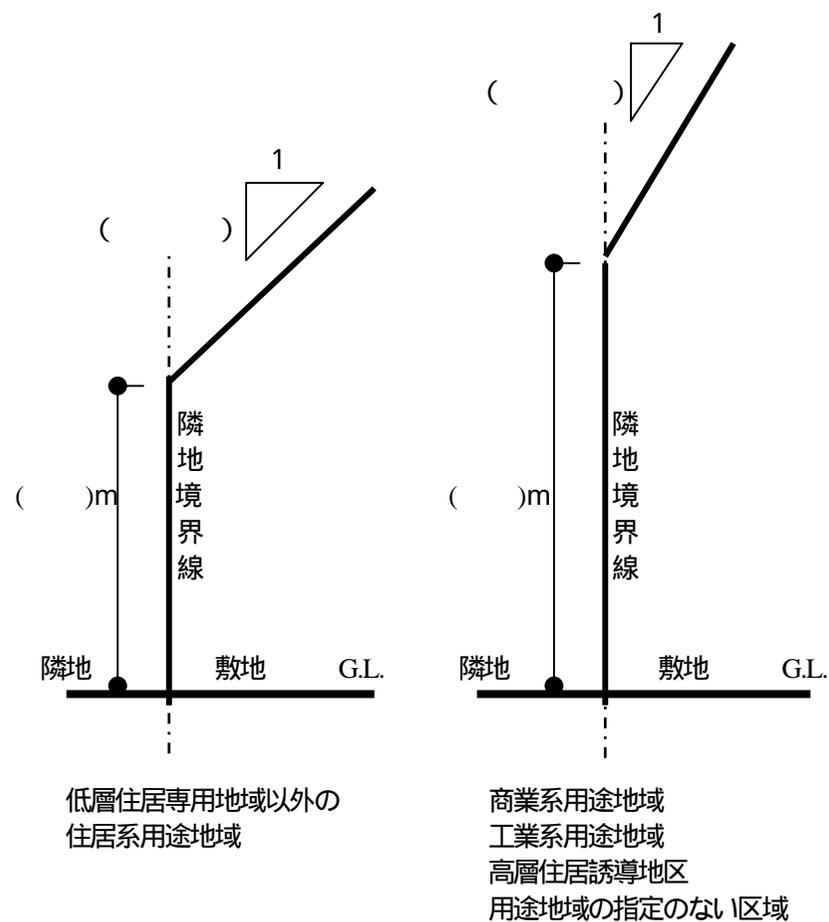
$$h = 20^m + 1.25 \times I^m$$

h : 各部分の高さ制限  
I : 隣地境界線からの距離

商業系用途地域、工業系用途地域、高層住居誘導地区、用途地域の指定のない区域

$$h = 31^m + 2.5 \times I^m$$

h : 各部分の高さ制限  
I : 隣地境界線からの最小距離



ただし、条件により異なる場合がある。(法56条1項2号による)

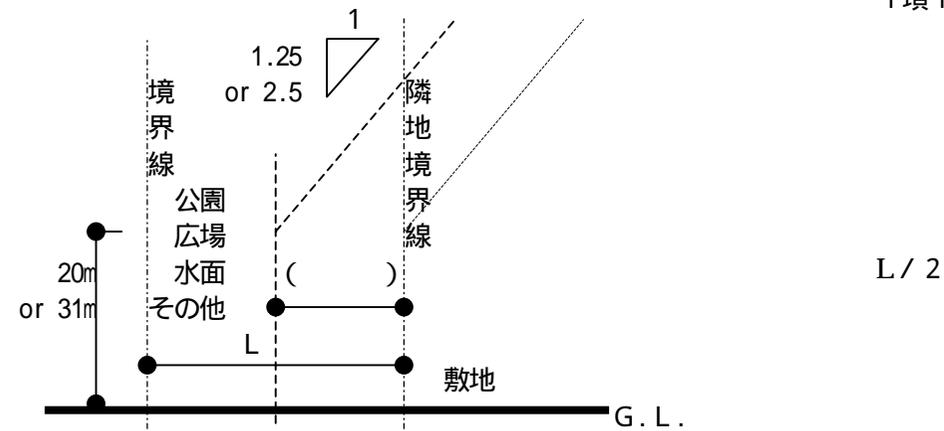
クラス 番号 氏名

(3) 隣地斜線制限の緩和

(a) 建築物の敷地が公園などに接する場合

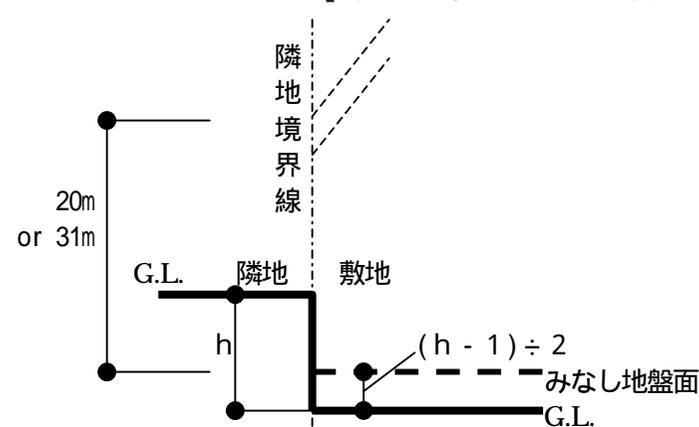
隣地との関係についての建築物の各部分の高さの制限の緩和

[令135条の3 項 号] 1項1号



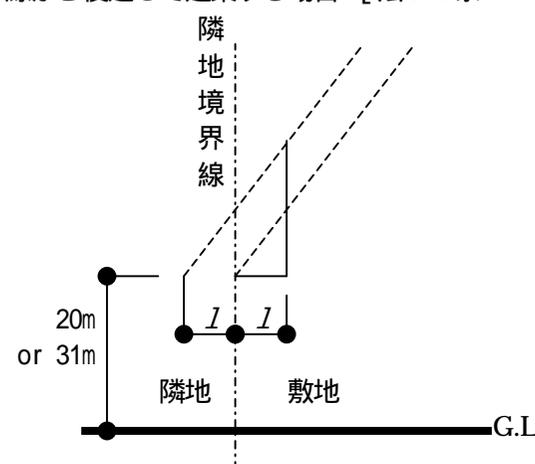
(b) 建築物の敷地の地盤面が隣地より低い場合

[令135条の3 項 号] 1項2号



(c) 隣地境界線から後退して建築する場合 [法56条 項 号]

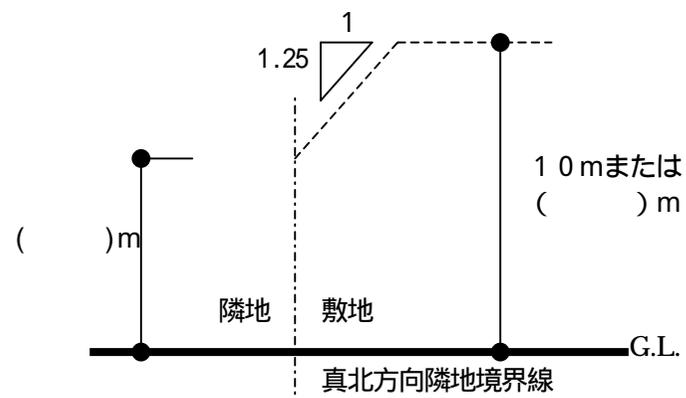
1項2号



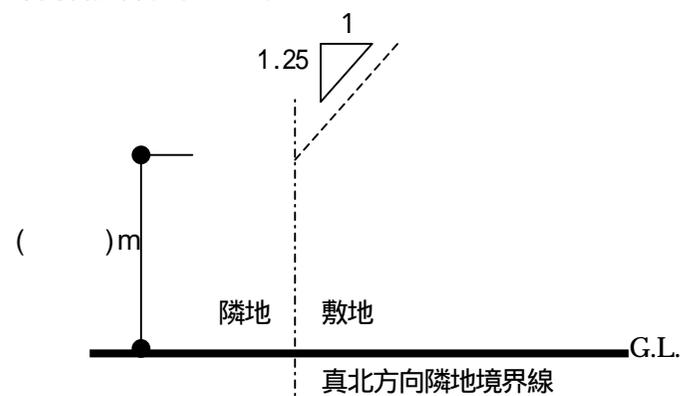
# 建築法規ノート No. 27

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

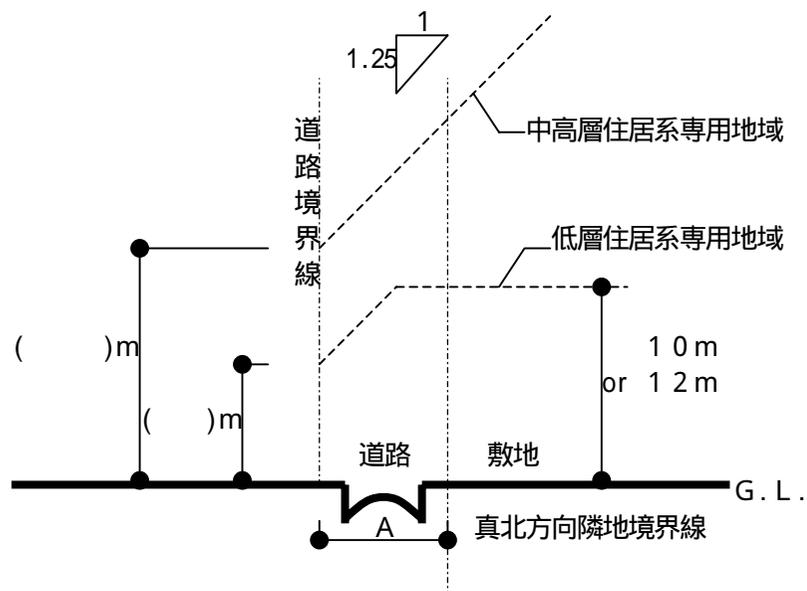
## (5) 北側斜線制限 [法56条 項号] 低層住居系専用地域



## 中高層住居系専用地域



## 真北方向に道路がある場合



ポイント & MEMO 欄

1項3号

12  
5

10

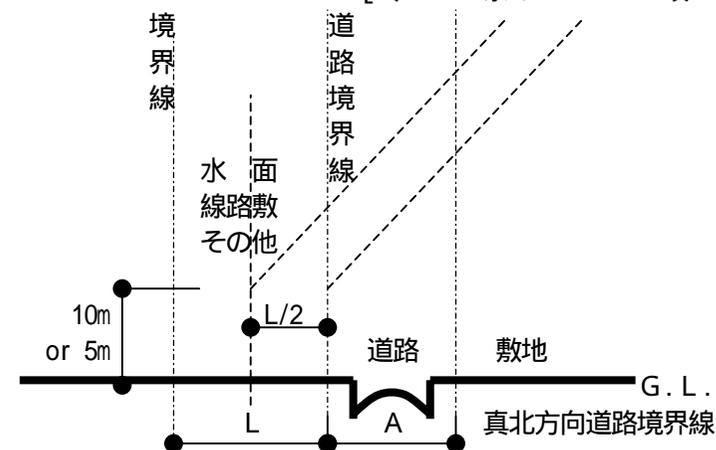
10  
5

クラス 番号 氏名

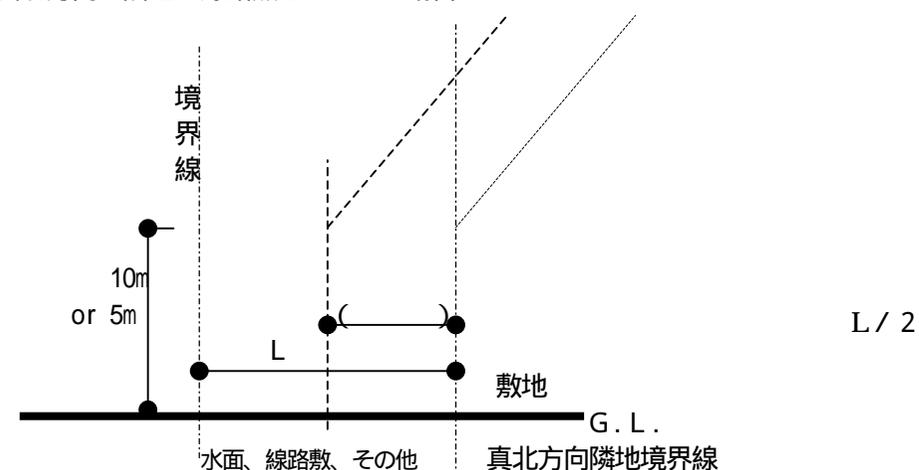
## (6) 北側斜線制限の緩和

(a) 建築物の敷地の北側に水面、線路敷などがある場合  
真北方向に道路を挟んで線路敷などがある場合

[令135条の4 項号] 1項1号

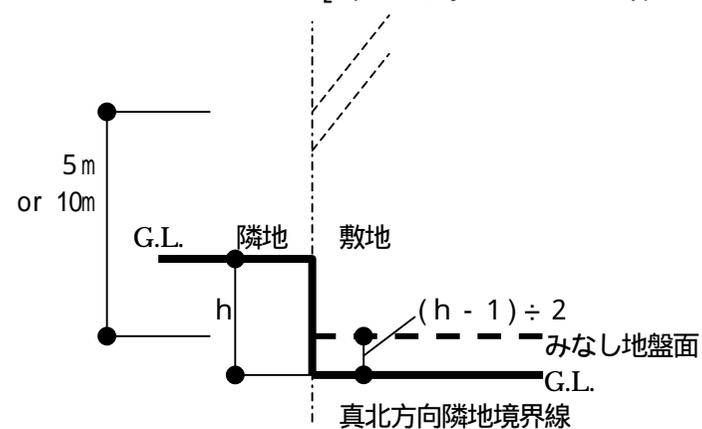


## 真北方向の隣地に線路敷などがある場合



(b) 敷地の地盤面が隣地の地盤面より低い場合

[令135条の4 項号] 1項2号



# 建築法規ノート No. 28

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント &  
MEMO 欄

クラス 番号 氏名

(7) 天空率による高さ制限の特例 [法56条 項]

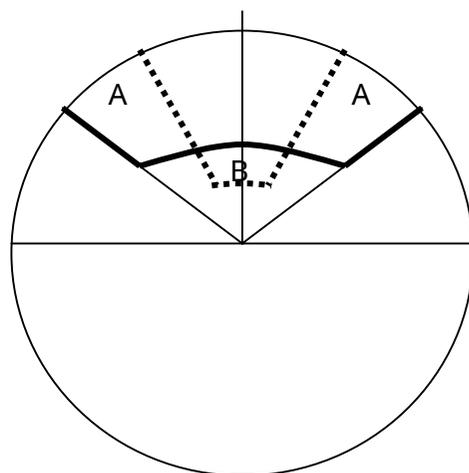
7項

計画建築物の天空率「A」、斜線規制による適合建築物の天空率「B」とした場合、

$$A - B \geq 0$$

であれば、斜線規制は適用しない。

(ただし、異なる規制がある自治体もある。)



天空図

—— 斜線規制による適合建築物の天空図

..... 計画建築物の天空図

上図は、敷地に東西方向全面で斜線規制による高さの限度までの建築物による天空図(実線)の水平投影面積と、東西方向を短くして斜線規制を超える高さの建築物による天空図(点線)である。

実線・点線で囲まれた「B」の面積が、「A + A」の面積より小さければ、斜線規制は適用されない。

# 建築法規ノート No. 29

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント & MEMO 欄

[3] 日影による中高層の建築物の高さの制限 [法 条の ]

(1) 対象区域

[法別表第4( )欄の地域又は区域の全部又は一部で地方公共団体の条例で指定する区域]

- ( )
- ( )
- ( )

用途地域の指定のない区域

日影規制の対象外区域であっても、日影規制を受ける区域に日影を落とす場合は、日影規制が適用される。

(2) 対象建築物

[法別表第4( )欄の建築物]

(3) 測定の条件

(a) 基準となる日と時間帯

日 ( )日

時間帯 真太陽時による午前( )時から午後( )時まで  
(北海道は午前9時から午後3時まで)

(b) 測定する水平面の高さ

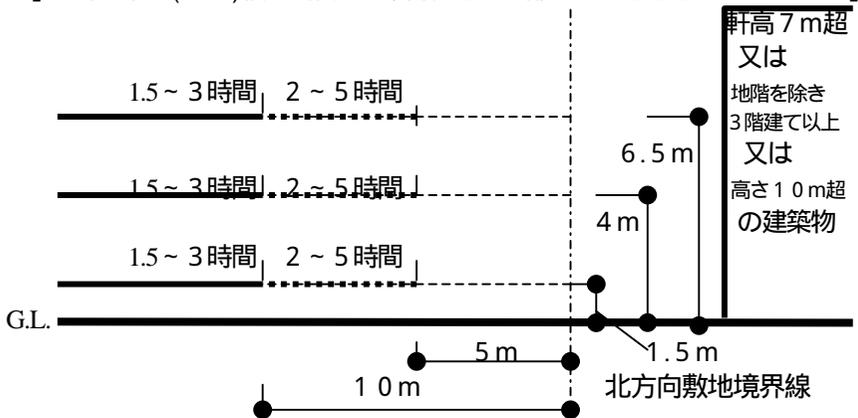
[法別表第4( )欄の高さ]  
平均地盤面からの高さによる。

(c) 日影時間の測定範囲

[法別表第4( )欄の敷地境界線からの水平距離]

(4) 日影時間の限度

[法別表第4( )欄の時間以上、日影となる部分を生じさせてはならない]



56条の2

い

第一種・第二種低層住居専用地域

第一種・第二種中高層住居専用地域

第一種・第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域

ろ

冬至

8、4

は

に

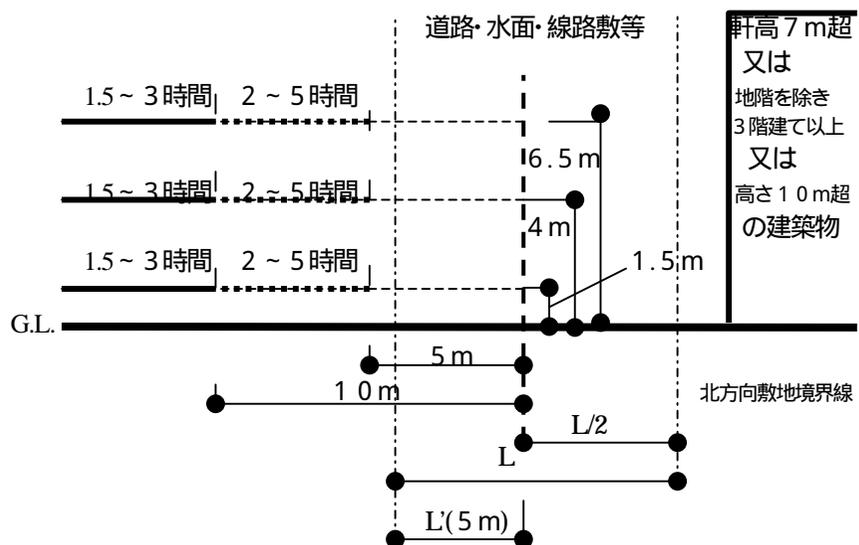
に

クラス 番号 氏名

(5) 日影規制の制限緩和

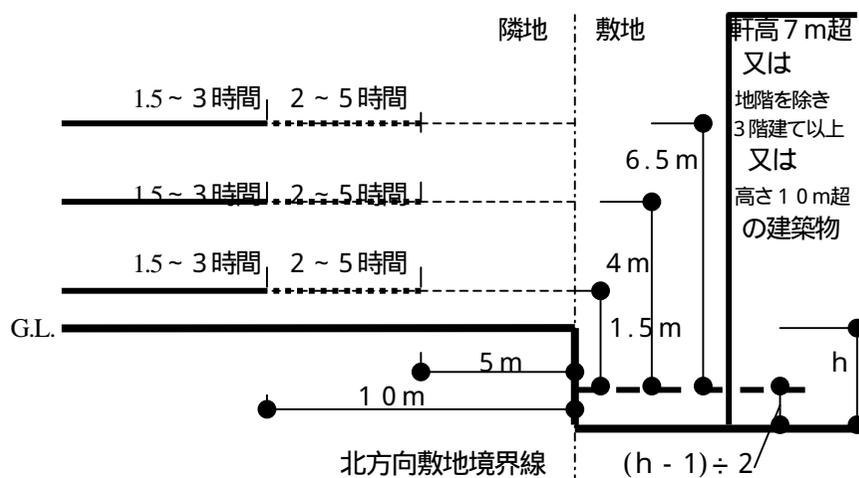
( ) [令135条の12] 日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和

(a) 道路などに接する場合 [令135条の12 項 号] 1項1号



(Lが10mを超える場合、道路等の反対側の境界線から5m敷地側の位置を境界線とみなす。)

(b) 敷地の地盤面が隣地の地盤面より低い場合 [令135条の12 項 号] 1項2号



# 建築法規ノート No. 30

(第3章 良好な都市環境をつくるための規定 つづき)

ポイント & MEMO 欄

クラス 番号 氏名

## 6. 良好なまちづくり

[ 1 ]地区計画 [ 都計法 条の ] 12条の5

地区計画は、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を( )し、( )し、及び( )整備、開発、保全するための計画とする。

( 1 )地区計画の対象区域 [ 都計法 12条の5 項、号 ] 1項1、2号

( 2 )地区計画の内容  
2項、2項

地区計画で定めるもの [ 都計法 12条の4 項、12条の5 項 ] 6項1~4号

地区整備計画で定めるもの [ 都計法 12条の5 項 ~ 号 ]

( 3 )地区計画区域内の建築などの制限 58条の2、38条の4

建築等の届出等 [ 都計法 条の、都計令 条の ] 68条の2、136条の2の5

[ 法 条の、令 条の の ]

( 4 )その他の地区計画制度 [ 法 条の ~ 条の ] 68条の2から~68条の8

[ 2 ]建築協定 [ 法 条~ 条 ] 69条~77条

市町村は条例で、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進する等のために、一定の区域内における建築物の( )、敷地、位置、構造、用途、( )、( )、( )、( )又は( )形態、意匠、建築設備に関する基準についての協定を締結することができる旨を定めることができる。

[ 3 ]総合設計・特定街区

( 1 )総合設計

敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例 [ 法 条の ] 59条の2

( 2 )特定街区 [ 法 条 ] 60

[ 4 ]一定の複数建築物に対する総合設計制度

( 1 )一団地の総合的設計 [ 法 条 項 ] 86条1項

( 2 )連担建築物設計制度 [ 法 条 項 ] 86条2項

第4章 手続きなどの規定

- 1. 手続きなどのあらし [教科書156頁 図1参照]
- 2. 手続きに係る機関
  - [1] 建築主事 [法 条] 4  
都道府県・市町村の建築主事は、建築確認に関する事務をつかさどる。
  - [2] 指定確認検査機関 [法 条の 、 条の 、 6条の2、7条の2、  
法 条の 、 条の ~ ] 7条の4、  
77条の18~35  
建築主事と同様に建築確認関係の業務を行う民間の機関。
  - [3] 特定行政庁 [法 条 項 号] 2条1項32号  
建築物についての命令や許可などを行う。
  - [4] 建築審査会 [法 条 ~ 条] 78条~83条  
建築物についての調査審議などを行う。
- 3. 着工まえの手続き
  - [1] 建築物の設計と工事監理  
建築物の設計及び工事監理 [法 条の ] 5条の4
  - [2] 建築確認  
建築物の建築等に関する申請及び確認 [法 条] 6  
(1) 確認を必要とする建築物  
別表第1 ( ) 欄で、その用途の床面積が ( ) m<sup>2</sup>を  
超えるもの [1号] い、 100

| クラス  | 番号                    | 氏名 |
|--|-----------------------|----|
| 木造で( )以上の階数を有し、又は延べ面積が( ) m <sup>2</sup> 、高さが( ) m若しくは軒の高さが( ) mを超えるもの | 3、500<br>13、9<br>[2号] |    |
| 木造以外で( )以上の階数を有し、又は延べ面積が( ) m <sup>2</sup> を超えるもの                      | 2<br>200<br>[3号]      |    |
| 都市計画区域内等の建築物   | [4号]                  |    |
| (防火・準防火地域外で10 m <sup>2</sup> 以内の場合は適用しない [2項])                         |                       |    |
| 用途の変更に對するこの法律の準用   | [法 条] 87              |    |
| 類似の用途等   | [法 条の の ] 137条の9の2    |    |
| (2) 確認申請書  |                       |    |
| 確認申請書の様式   | [規則 条の ] 1条の3         |    |
| (3) 確認申請書の審査   |                       |    |
| (a) 確認申請書の受理   |                       |    |
| 規定違反がある場合は、申請書は受理されない。 [法6条3項]   |                       |    |
| (b) 審査期間   |                       |    |
| 法6条1項1号~3号の建築物は( )日以内、4号は( )日以内に審査する。 [法6条4項]                          | 21、7                  |    |
| (c) 不適合通知など  |                       |    |
| 計画が、建築基準関係規定に適合しない場合などは、4項の期限内に通知書を交付する。 [法6条5項]                       |                       |    |
| (d) 消防庁などの同意   |                       |    |
| 許可又は確認に関する消防長等の同意書 [法93条]  |                       |    |
| 建築確認は、工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得る。                                  |                       |    |

# 建築法規ノート No. 32

(第4章 手続きなどの規定 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## (e) 確認済証の交付

建築主事等は、審査の結果、建築基準関係規定に適合することを確認したときは、申請者に( )を交付する。[法6条4項]

確認済証

## (f) 確認の特例

建築物の建築に関する確認の特例 [法6条の3]

審査を要しないこととする特例が定められている。

## (4) その他

工作物への準用 [法88条]

確認申請等について、工作物への準用が定められている。

## 4. 工事中の手続き

### [1] 施工状況の報告

報告、検査等 [法12条3項]

特定行政庁等は、建築主や設計者などに施工状況等についての報告を求めることができる。

### [2] 検査

#### (1) 完了検査の申請

建築物に関する完了検査 [法7条1～3項、法7条の2 1項]

建築主は、工事完了後、原則として( )日以内に建築主事などの検査の申請をしなければならない。 4

#### (2) 検査および検査済証

建築主事等は、検査の申請を受理した日から( )日以内に検査しなければならない。 [法7条4項、法7条の2 4項] 7

建築主事は、検査の結果、建築基準関係規定に適合していることを認めたとときは、建築主に( )を交付する。 検査済証

#### (3) 仮使用

検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限 [法7条の6]

建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、原則として、建築物を使用させてはいけない。

#### (4) 中間検査

建築物に関する中間検査 [法7条の3、法7条の4]

特定行政庁が指定した特定工程を含む工事は、特定工程に係る工事を終えた日から原則として( )日以内に建築主事の検査の申請をしなければならない。 4

建築主事等は、4日以内に検査し、建築基準関係規定に適合すると認めたとときは、建築主に中間検査合格証を交付する。

### [3] 工事現場に関する手続きなど

#### (1) 工事現場における確認の表示その他

工事現場における確認の表示等 [法89条]

施工者は、国土交通省の定める様式で、建築主・設計者等を表示しなければならない。

#### (2) 工事現場の危害の防止 [法90条]

施工に伴う地盤の崩落や、建築物・工作物の倒壊等による危害防止の措置を講じなければならない。

# 建築法規ノート No. 33

(第4章 手続きなどの規定 つづき)

ポイント &  
MFMの欄

クラス 番号 氏名

---

## 5. 使用中の手続き

### [ 1 ] 維持保全の義務

維持保全 [法8条]

### [ 2 ] 定期報告

報告、検査等 (定期報告 [法12条1、2項])

## 6. 違反建築物などに対する措置

### [ 1 ] 是正の命令など

違反建築物に対する措置 [法9条]

### [ 2 ] 違反建築物の設計者などに対する措置

違反建築物の設計者等に対する措置 [法9条の3]

### [ 3 ] 危険な建築物などに対する措置

保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物に対する措置 [法10条]

第3章の規定に適合しない建築物に対する措置 [法11条]

## 7. その他の制度

[ 1 ] 適用の除外 [法3条]

国宝・重要文化財等の建築物は、建築基準法等の規定は適用しない。

既存不適格建築物

建築基準法等が施行する際に存在する建築物や工事中の建築物等は、当該規定は適用しない。

既存不適格建築物の増改築等の場合は、新しい規定に従うこととなる。

[ 2 ] 制限の緩和

( 1 ) 簡単な構造の建築物に対する制限の緩和 [法84条の2]

壁を有しない自動車車庫等は、法22条の屋根等についての規定は適用しない。

( 2 ) 仮設建築物などに対する制限の緩和

仮設建築物に対する制限の緩和 [法85条]

伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和 [法85条の3]

非常災害があった場合の建築物や仮設興行場などの仮設建築物は、規定の適用の除外がある。

[ 3 ] 不服申立て [法94条]

審査請求 特定行政庁等からの処分等に不服がある場合に、市町村・都道府県の建築審査会に審査の請求ができる。

[ 4 ] 罰則 [法98条~103条]

第5章 各種の関係法規

1. 企画段階にかかわる法規

[ 1 ] 敷地条件にかかわる法規

国土利用計画法

国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

都市再開発法

市街地の計画的な再開発に関し必要な事項を定めることにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

土地区画整理法

土地区画整理事業に関し、その施行者、施行方法、費用の負担等必要な事項を規定することにより、健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

宅地造成等規制法

宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

[ 2 ] 建築資金にかかわる法規

2. 設計と工事の段階にかかわる法規

[ 1 ] 建築士法（設計と工事監理）

( 1 ) 建築士法の目的

目的 [ 土法 1 条 ]  
 建築物の( ) ( ) 等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正を図り、もつて建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。 設計、 工事監理

( 2 ) 建築士の区分

一級建築士、二級建築士、木造建築士

|   |               |
|---|---------------|
| 一級建築士でなければならない設計又は工事監理 [ 土法 条 ]   | 3             |
| 学校、病院等で延べ面積が( ) m <sup>2</sup> を超えるもの [ 1 号 ]   | 500           |
| 木造で高さが( ) m 又は軒の高さが( ) を超えるもの [ 2 号 ]   | 13、9          |
| 鉄筋コンクリート造等で延べ面積が( ) m <sup>2</sup> 、高さが( ) m 又は軒の高さが( ) を超えるもの [ 3 号 ]                          | 300           |
| 延べ面積が( ) m <sup>2</sup> をこえ、且つ、階数が( ) 以上 [ 4 号 ]  | 1000、2        |
| 一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理 [ 土法 条の ]   | 3条の2          |
| 土法 3 条以外の建築物で次に掲げるものを設計・監理ができる。   |               |
| 鉄筋コンクリート造等で延べ面積が( ) m <sup>2</sup> を超え( ) m <sup>2</sup> まで [ 1 号 ]                             | 30<br>300     |
| 延べ面積が( ) m <sup>2</sup> ( 木造は 300 m <sup>2</sup> ) を超え( ) m <sup>2</sup> まで、又は階数が( ) 以上 [ 2 号 ] | 100、1000<br>3 |
| 一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理 [ 土法 条の ]   | 3条の3          |
| 木造で( ) m <sup>2</sup> を超え( ) m <sup>2</sup> まで  | 100、300       |
| ( 3 ) 建築士の業務 [ 土法 条 ~ 条 ]   | 18 ~ 22 条     |
| ( 4 ) 建築士事務所 [ 土法 条 ~ 条 ]   | 23 条 ~ 27 条   |

建築に関する業務を行う場合は、建築士事務所を定めて、登録を受けなければならない。

# 建築法規ノート No. 35

(第5章 各種の関係法規 つづき)

ポイント & MFMO 欄

## (5) 建築士試験と受験資格

|  |        |     |
|--|--------|-----|
| 一級建築士試験の受験資格                                   | [土法 条] | 1 4 |
| 大学(建築又は土木の課程)卒業後( )年以上の実務経験                    | [1号]   | 2   |
| 短期大学(建築又は土木の修業年限3年課程)卒業後( )年以上の実務経験            | [1号の2] | 3   |
| 短期大学・高等専門学校(建築又は土木の課程)卒業後( )年以上の実務経験(2号該当者を除く) | [2号]   | 4   |
| 二級建築士として( )年以上の実務経験                            |        | 4   |
| 国土交通大臣が認める者                                    |        |     |
| 二級建築士及び木造建築士試験の受験資格                            | [土法 条] | 1 5 |
| 大学・高等専門学校(建築の課程)卒業生                            | [1号]   |     |
| 大学・高等専門学校(土木の課程)卒業後( )年以上の実務経験                 | [1号]   | 1   |
| 高校(建築又は土木の課程)卒業後( )年以上の実務経験                    | [2号]   | 3   |
| 都道府県知事が認める者                                    |        |     |
| 建築に関して( )年以上の実務経験                              | [4号]   | 7   |

## [2] 建設業法(建築工事の施工)

### (1) 建設業法の目的

目的 [業法1条]

建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な( )を確保し、( )を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

施工  
発注者

クラス 番号 氏名

### (2) 建設業の区分と許可

建設業の許可 [業法3条]

2以上の都道府県で営業所を設ける場合...国土交通大臣の許可  
1の都道府県で営業所を設ける場合...都道府県知事の許可  
(軽微な建設工事のみを請け負う場合を除く)

一般建設業... 特定建設業以外の建設業を営む者  
特定建設業... 政令で定める金額以上の下請け金額を締結して施工する者

主任技術者及び監理技術者の設置等 [業法26条]

主任技術者... 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの  
管理技術者... 特定建設業における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの

許可の基準 [業法15条]

法第15条第二号ただし書の建設業 [業令5条の2]

### [3] 工事の安全管理と衛生管理

#### 労働安全衛生法

労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### [4] 環境の保護

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

#### 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

# 建築法規ノート No. 36

(第5章 各種の関係法規 つづき)

ポイント & MFMO 欄

クラス 番号 氏名

## 3. 良好な建築を促進する法規

### [1] ハートビル法

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

目的 [1条] 高齢者、身体障害者  
 ( ) ( ) 等が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

( ) m<sup>2</sup>以上の特別特定建築物は、施行令7~16条の基準(利用円滑化基準)に適合させなければならない。(3条1項) 2000

特定建築物の建築は、施行令7~16条の基準に適合させるために必要な措置を講ずよう努めなければならない。(5条)

所轄行政庁の「計画の認定」を受けるためには、「利用円滑化誘導基準」に適合しなければならない。(6条)

計画の認定を受けた場合、建築基準法関係の特例や国・地方公共団体からの資金の援助等を受けることができる。(6条、8条、13条等)

### [2] 耐震改修促進法

建築物の耐震改修の促進に関する法律

目的 [1条] 倒壊  
 地震による建築物の( )等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2条に示す、( )階建て以上で、かつ、床面積の合計が( )m<sup>2</sup>以上の耐震関係規定に適合しない「特定建築物」は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努めなければならない。(2条、施行令1条2項) 3、1000

第4条2項に示す、床面積の合計が( )m<sup>2</sup>以上の特定建築物(施行令3条1項で定めるもの)で、必要な耐震診断や耐震改修が行われていない場合は、所轄行政庁は、特定建築物の所有者に対して、国土交通大臣が定める指針を勘案して、必要な指示をすることができる。(4条2項、施行令3条) 2000

所轄行政庁と「計画の認定」を受けた場合、建築基準法関係の特例や国・地方公共団体からの資金の援助等を受けることができる。(5条、10条、11条等)

### [3] 住宅品質確保促進法

住宅の品質確保の促進等に関する法律

目的 [1条]

住宅の性能に関する( )及びこれに基づく( )の制度を設け、住宅に係る紛争の処理体制を整備するとともに、新築住宅の請負契約又は売買契約における( )について特別の定めをすることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 表示基準 評価 瑕疵担保責任

#### (a) 住宅の性能表示と紛争の処理体制

日本住宅性能表示基準 [3条]

国土交通大臣は、( )と、日本住宅性能表示基準  
 住宅の性能に関する評価の方法の基準である( )を定める。 評価方法基準

住宅性能評価 [5条]

指定住宅性能評価機関は、申請により住宅性能評価を行い、( )を交付することができる。 住宅性能評価書

指定住宅紛争処理機関の指定等、業務 [62条、63条]

国土交通大臣が指定する「指定住宅紛争処理機関」は、建設工事に係る紛争の「住宅紛争処理」(あっせん、調停、仲裁)を行う。

住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例 [87条]

新築住宅の売主の瑕疵担保責任の特例 [88条]

新築工事の請負契約や新築住宅の売買契約は、引き渡しから( )年間、構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として施行令6条で定めるものの瑕疵担保責任を負う。 10

# 建築法規ノート No. 37

(第5章 各種の関係法規 つづき)

ポイント &  
MFMの欄

クラス 番号 氏名

---

## 4. その他の法規

### [1] 取引・登記に関する法規

#### 宅地建物取引業法

宅地建物取引業者の免許制度、宅地建物の取引の公正と確保等に関する法律

#### 不動産鑑定士法

#### 土地家屋調査士法

#### 司法書士法

### [2] 所有・利用・管理に関する法規

#### 建築物の区分所有等に関する法律（区分所有法）

#### マンションの管理の適正化の推進に関する法律

#### マンションの建替えの円滑化等に関する法律

#### 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）

### [3] その他

#### 民法

建物を築造するには境界線より( )cm以上の距離を存することを要す。 [234条] 50

境界線より( )m未満の距離において他人の宅地を眺望すべき窓又は縁側を設くる者は目隠を附することを要す。 [235条] 1

#### エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）

#### 児童福祉法

#### 老人福祉法

#### 学校教育法

#### 医療法

病院は、( )人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。 20

診療所は、患者を入院させるための施設を有しないもの又は( )人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。 19

#### 旅館業法

ホテル営業は、( )の構造及び設備を種とする施設を設けたもの。 洋式

旅館営業は、( )の構造及び設備を種とする施設を設けたもの。 和式

#### 興行場法

高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者居住法）